

# 現場説明書

1 工 事 名 武5丁目第2公園遊具設置工事  
2 監 督 員 建設部 公園緑地課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 ~~不要~~

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する ~~しない~~

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する ~~しない~~

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する( ~~一回以内~~ ) ~~しない~~

### ~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第2年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第3年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

子 請負代金内訳書	<del>要提出(契約締結後7日以内)</del> 提出不要
イ 工 程 表	要提出(契約締結後7日以内) <del>提出不要</del>
ウ 着 手 届	着手後5日以内に提出すること。
エ 現場代理人及び主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
オ 下請負関係書類	下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工体制台帳</li><li>・ 施工体系図</li><li>・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）</li></ul>
カ 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	<del>あり</del>	なし
イ 貸 与 品	<del>あり</del>	なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

### (8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件	<del>あり</del>	なし
-----------------	---------------	----

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、[横須賀市ホームページ](#) > [市政情報](#) > [入札・契約制度](#) > [入札制度（工事）](#) において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、そのデータを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後監督員の指示に従って施工計画書を作成し、工事着手までに提出すること。ただし、次のいずれかに該当する工事については、施工計画書の記載内容を一部省略することができる。

ア 当初請負代金額が1,000万円未満かつ当初工期が90日以下の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

### (2) 施工計画書の記載項目

施工計画書記載項目は、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 契約・検査 > 検査・工事積算情報 > 検査情報に記載（施工計画書について）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の一部を省略した工事で、監督員が必要と指示した記載項目については追加すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について（別紙）



# 特記仕様書(共通)

## 1 施工管理について

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、令和8年4月の「神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値」によるものとし、監督員の指示に従い、施工管理を行うこと。

## 2 出来形について

管理図により出来形図表を作成するとともに、設計図に朱色で完成寸法を記入した資料を提出すること。

## 3 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるため、その写しを提出すること。

## 4 工事コストの表示について

当初請負金額が1,000万円以上の工事は、工事標示板に工事請負額を表示すること。  
なお、表示方法等の詳細については、監督員と協議したうえ、決定すること。

## ~~5 別途発注される測量業務について~~

- (1) 受注者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打ち合わせを行い、受注者が責任をもって、測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。
- (2) 受注者は、工事に伴い境界標等の移設(撤去)が生じた場合は引照杭を設け、測量業務受託者の確認を受けること。
- (3) 原則として、測量業務受託者の行う境界標などの移設及び復元に際しては、現場代理人が立ち会い確認すること。

## ~~6 マンホール蓋等の調整工事について~~

本工事の施工範囲には、横須賀市上下水道局が所管する下水道施設(マンホール蓋等)が含まれており、工事実施に当たっては、マンホール蓋等の調整が必要となる。

そのため、本工事契約締結後、横須賀市上下水道局が発注するマンホール蓋等の調整工事については、本工事の受注者と随意契約により、本工事と併せて実施する予定である。

## 7 交通誘導警備員について

一般交通の支障となる箇所には、交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めること。

(別添「施工条件明示書」4.安全対策関係 18.交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置を参照のこと。)

なお、現場の実状、施工方法及び地元や交通管理者との協議等により、交通誘導警備員の配置に変更が生じた場合には、監督員と協議したうえ、決定すること。

## 8 公共建設発生土処分にかかる確認処分について

- (1) 受注者は、「再生資源の利用促進に関する法律」に基づき、当該現場から発生する建設発生土の利用促進に努めること。
- (2) 受注者は、関係法令を遵守し、安全性等を勘案のうえ、自らの責任において受入先を選定し、適切な施工を確認すること。
- (3) 受注者は、自ら選定した受入地に建設発生土を搬入する場合は、事前に「確認届」（別紙「様式1」）を監督員に提出すること。
- (4) 受注者は、別添「建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出すること。  
「確認届」は、横須賀市のホームページを確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/doboku-koujikankeisyorui-itiran.html>

## ~~9 処理計画書の提出について~~

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年10月1日施行）に基づき、建設工事に伴い発生する土砂を当該工事の区域外に500 m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、条例第4条第1項の規定に基づき「処理計画書」を作成し、監督員と協議したうえ、神奈川県知事（土木事務所長等）に提出すること。

## ~~10 建設発生土の搬出先への情報提供について~~

受注者は、本工事から他の市町村に100 m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ」により、搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出すること。

なお、情報提供後、速やかにその写しを監督員に提出すること。

「建設発生土搬出のお知らせ」の様式は、横須賀市のホームページを確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/doboku-koujikankeisyorui-itiran.html>

## 11 熱帯材使用型枠の削減について

地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板（熱帯材100%のもの）については、代替型枠材料（鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等）への転換を図り、熱帯材使用型枠の使用量を削減することで、熱帯材の保全に寄与することを目的とする。

- (1) 熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板（熱帯材100%のもの）は使用しないこと。

受注者は、代替型枠の選定に当たっては、地球環境保全に十分配慮し、工事の作業条件等を考慮したうえ、自らの責任と費用負担により適切な型枠を選定し、施工計画書に記載すること。

また、工事完了後には、その使用実績を監督員に報告すること。

- (2) コンクリート型枠用合板（針葉樹型枠、複合型枠）を使用する場合は、極力塗装された型枠を使用し、その転用回数の増加を図ること。

また、最終的な型枠材料の処理に当たっては、できる限り再利用等を図り、資源の無駄使いを無くすよう努めること。

#### ~~12 舗装版切断時に発生する濁水の処理について~~

- (1) 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。
- (2) 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならない。また、受注者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならない。
- (3) 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。  
また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。  
なお、受注者は、「産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）」又は「電子マニフェスト」により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示すること。
- (4) 上記内容について、疑義が生じた場合は、監督員と協議したうえ、決定すること。

#### 13 無石綿（アスベスト）化への対応について

- 使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。  
また、下請負者を使用する場合も同様の内容について、周知徹底を図ること。

#### ~~14 現場密度の測定について~~

原則として、下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装が 300 m<sup>2</sup>未満の工事については、異常が認められた場合のみ、現場密度の測定を行うものとする。

#### 15 工事記録写真について

- (1) 撮影の仕様については、デジタル写真（カラー）とすること。  
なお、有効画素数を 100 万画素程度とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定すること。
- (2) 工事記録写真帳は、（A 4・縦 3 段）を使用し、2 冊以上になる場合には（2 の 1）、（2 の 2）と明記すること。  
なお、表紙には、工事名・工事場所・工期・発注者名・施工者名を記入すること。
- (3) 工事記録写真帳及び電子媒体「CD-R 又は DVD-R」を提出すること。  
なお、ラベル表記については、工事記録写真帳の表紙と同様にすること。
- (4) 工事記録写真帳の「着手前・完成写真」を抽出した PDF データ及び写真データ（JPEG）を取りまとめて、別途提出すること。
- (5) 横須賀市「工事記録写真の電子納品試行要領（土木工事）」及び別添「工事記録写真の電子納品に関する特記仕様書」に基づき、電子納品に同意する場合は、監督員と事前協議したうえ、実施すること。

## 16 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）を実施する工事に適用する。

電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

- (2) 受注者が電子黑板の実施を選定する場合、その旨を監督員と協議し、承諾を得たうえで実施すること。
- (3) 電子黑板を実施するうえで、必要となる機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、受注者が選定し、調達すること。

使用機器の選定にあたっては、以下に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。

- ・各工事で準拠している写真管理基準等に示す項目の電子的記入ができること。
- ・使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」※<sup>1</sup>を参照すること。

なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

- (4) 使用機器の導入に係る費用は、従来の写真管理に要する費用に含まれるものとする。
- (5) 電子黑板を実施した写真は、各工事で準拠している写真管理基準等に規定されている写真編集には該当しないものとする。
- (6) 電子黑板を実施した写真を電子納品するときは、「チェックシステム（信憑性チェックツール）」※<sup>2</sup>又は写真管理ソフトに搭載されたチェックツールにより受注者が信憑性を確認し、信憑性の確認結果を監督員に提出すること。

※1、※2については、下記のURLを確認し、必ず最新のものを参照すること。

<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>

## 17 しゅん工図の提出について

本工事完了後、受注者は、監督員の指示に従い、マルチ TIFF 形式ファイル又は PDF 形式で、しゅん工図を作成し提出すること。

なお、上記の形式で提出する場合には、下記の通りとする。

### <TIFF 形式の場合>

- ・しゅん工図はスキャナーで読取り、解像度は 400dpi とする。

### <PDF 形式の場合>

- ・CAD 図をイメージデータとし、解像度は 400dpi とする。

### <TIFF・PDF 形式共通>

- ・工事 ID（ファイル名）は図面等一枚に 1 つとし、監督員と協議したうえで、決定すること。ただし、監督員が認めれば、複数の図面等を一枚にすることができる。
- ・原則として、記録媒体は CD-R とする。
- ・提出する CD-R のレーベル面には、工事完成年度・工事名・工事場所・受注者名を明記する。また、ウイルス感染の無い事を確認し、その結果も記載すること。提出するデータについては、納品前にウイルスチェックを実施するものとし、その内容につい

ては以下の通りとする。

#### <ウイルスチェック>

- ① 受注者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。
- ② ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、できるだけシェアの高いものを利用すること。
- ③ 最新のウィルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。
- ④ 納品する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する以下の情報を記載すること。

#### <ウイルスに関する情報>

- ・ ウィルスソフト名：○○○○
- ・ ウィルス定義：○○○○年○月○日版
- ・ チェック年月日：○○○○年○月○日

#### 18 下検査の実施について

建設部では、当初請負金額 1,000 万円以上の工事は、下検査を実施する。

なお、必要となる書類は監督員の指示により、しゅん工前に提出すること。

#### 19 補助・単独合併工事に関する提出書類の作成について

本工事は、国の交付金による工事（以下「補助工事」という。）及び市の単独費用による工事（以下「単独工事」という。）から成る合併工事である。

そのため、工事写真については、工事設計書の区別に従い、補助工事分及び単独工事分をそれぞれ分けて作成すること。

また、施工計画書及び使用材料書等に記載する内容についても、工事区分が判別できるよう記載すること。

なお、上記以外については、監督員と協議したうえ、決定すること。

#### 20 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市のホームページの「土木工事関係書類一覧表」を参照し、作成すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/doboku-koujikankeisyorui-itiran.html>

なお、上記一覧表以外の書類については、監督員と協議したうえ、決定すること。

## 工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で使用する資機材等は、設計図書及び「横須賀市グリーン購入調達方針」（横須賀市のホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/green/tyoutatu.html>）の品目を参考にする事。
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。  
また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

横須賀市グリーン購入調達方針に基づく特定調達品目

<公共工事>

資 材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	再生加熱アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入路盤材	再生骨材等	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料(重防食)	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率防水	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バーク堆肥	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	LED道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	セラミックタイル	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	直交集成板	フローリング
	パーティクルボード	繊維版	木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品	ビニル系床材	断熱材
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	水蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	大便器	再生材料を使用した型枠
	合板型枠		
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工 法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

# 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

## I. 総則

### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
  - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
  - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化
  - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
  - イ 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
  - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン購入調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画(実施状況)をいう。
- (15) 再生資源利用計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。

## II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等に当たっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
  - ア 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
  - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
  - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告すること。
  - エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。  
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

#### 《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

## 《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
- ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。  
なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。
  - イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
  - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

## 2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

### 《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。
- ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
  - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
  - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
  - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
  - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

### 《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
- ア 建設廃棄物と建設発生土
  - イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)
  - ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物
  - エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

## 《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。  
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。  
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

## 《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
  - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
  - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
  - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

## 3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び確認結果票は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

**(参考)**

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(令和7年6月1日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(令和5年4月1日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(令和7年6月1日改正)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(令和3年9月1日改正)(グリーン購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

### Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)		

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(UCR受入地)」特記仕様書」又は「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(長坂受入地)」特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

#### 11.レンジオーバー

(発生箇所:工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

#### 20.現場内不整合

(発生箇所:様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」=「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所:様式1砕石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の砕石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

#### 24.リサイクル率対象外

(発生箇所:様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は神奈川県指定受入地となるため修正登録。

## 週休2日確保工事（現場閉所）に関する特記仕様書 （発注者指定型）

### 1 週休2日確保工事について

- ・本工事は、「週休2日確保工事实施要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・本工事は、「現場閉所による確保工事（発注者指定型）」で実施する。
- ・実施要領や提出書類等は、下記のホームページを確認すること。

横須賀市ホームページ>総合案内>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

### 2 確保工事实施の内容について

- ・受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- ・受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員へ提出する。
- ・受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督員へ提出する。
- ・受注者は、原則として、しゅん工届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。
- ・受注者は、公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

#### 記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：横須賀市役所</p> <p>受注者：〇〇〇建設㈱</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 経費補正の実施について

- ・当初の設計金額において、「週休2日確保工事实施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により月単位の週休2日の経費補正を行う。

完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、工事請負契約約款第22条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合は、工事請負契約約款第22条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

#### 4 工事成績評定へ反映について

- ・完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。ただし、小規模工事成績表(簡易型)にて評定を行う場合には、工事成績評定への反映を行わない。

## 工事記録写真の電子納品に関する特記仕様書（土木工事）

### 1 目的

本工事は、「工事記録写真の電子納品試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

### 2 試行の要領について

本試行工事は、「工事記録写真の電子納品試行要領（土木工事）（以下「試行要領」という。）」に基づいて実施すること。

### 3 試行実施の選択について

本試行工事は、「受注者希望型」で実施するものである。

受注者は、電子納品について、同意または不同意を選択できるものとし、発注者と事前協議を行ったうえ、その結果を「協議チェックシート」（別紙1）に記載して発注者に提出するとともに、施工計画書に添付すること。

### 4 電子納品について

電子納品とは、本試行工事の工事記録写真について、「試行要領」で定められたファイル形式の電子データとして納品することをいう。

電子データは、原則として、写真管理専用ソフトウェアにより作成し、ビューワー<sup>※</sup>及び工事記録写真をPDF形式で出力したものと合わせて、電子媒体（CD-R または DVD-R）に格納して納品すること。

やむを得ない場合には、監督員と協議したうえ、写真管理専用ソフトウェアによらないファイル形式での提出方法を定めることができる。

※ビューワーは、写真管理専用ソフトウェアにより作成した電子データの場合に添付すること。

### 5 試行要領及び別紙様式等について

下記の横須賀市ホームページを確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

## 情報共有システム（ASP方式）の活用に関する特記仕様書（土木工事）

### 1 目的

本工事は、「情報共有システム（ASP方式）の活用に関する試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。

一般のサービス提供会社（ASP）が提供するweb上のシステムを利用して、試行的に情報共有システムの導入に取り組むことにより、同サービスへの理解・習熟を促すことを目的とする。

※ASP：アプリケーション・サービス・プロバイダの略で、インターネット上で稼働するアプリケーションを提供するサービス提供事業者のことをいう。

### 2 試行の要領について

本試行工事は、「情報共有システム試行要領（土木工事）（以下「試行要領」という。）」に基づいて実施すること。

### 3 試行実施の選択について

本試行工事は、「受注者希望型」で実施するものである。

受注者は、情報共有システムの利用について、同意または不同意を選択できるものとし、「情報共有システム利用の同意（不同意）届」（別紙1）を発注者に提出するとともに、施工計画書に添付すること。

### 4 試行内容について

#### （1）試行要領及びASP情報

試行要領及びASPに関する情報は、以下のホームページから入手すること。

＜試行要領の入手先＞

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

＜ASP情報の入手先＞

[https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

#### （2）利用するASPの選定と利用者登録

受注者は、市の書類様式及び機能要件等に対応可能なASPサービス【前記4.（1）参照】の中から、利用するサービスを選定、契約し、発注者（監督員等）を含めた利用者登録を行い、サービス利用に関する必要事項（ASP名、ID、パスワード等）を監督員に報告すること。

なお、情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

#### （3）情報共有の実施

受発注者は、試行要領に基づき、工事情報の共有を図ること。

## 熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様書

### 1 適用

本仕様書は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行にあたり、必要な事項について定めるものとする。

### 2 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をさす。ただし、現場完成日が工期末日の20日前を超える場合は、工期末日の20日前までとする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 3 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

### 4 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び熱中症対策の補正値を算出し、現場管理费率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

### 5 実施報告

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果（様式1）
- ②熱中症対策実施報告書（様式2）
- ③真夏日率等算定表（様式3）

### 6 様式ほか資料

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、横須賀市ホームページ>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報 で確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

## 施工条件明示事項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。  
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項
<input checked="" type="checkbox"/> 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
<input type="checkbox"/> 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
<input checked="" type="checkbox"/> 周辺環境関係 (公害、排水等)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
<input checked="" type="checkbox"/> 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
<input checked="" type="checkbox"/> 工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 一般道路の占用
<input type="checkbox"/> 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理
<input type="checkbox"/> 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
<input type="checkbox"/> 工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定 <input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要

# 施工条件明示書

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.
<b>1 工程関係</b>				
1) <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	ある・ <input type="checkbox"/> ない	当該工事に影響のある他の工事 令和 年度 影響箇所・内容 他の工事の開始時期 令和 年 月 日 他の工事の完了時期 令和 年 月 日		
2) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	ある・ <input type="checkbox"/> ない	制限を受ける施工内容 制限を受ける施工時期 令和 年 月 日～令和 年 月 日 制限を受ける施工時間 開始 時 分から 終了 時 分まで 制限を受ける施工方法		
3) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	ある・ <input type="checkbox"/> ない	未成立協議内容 について と協議予定 協議成立見込み時期		
4) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	交通管理者協議により作業時間の制約があった場合は厳守すること。 本工事仮囲い設置後に既設遊具を撤去するため、施工時期を調整すること。		
5) <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	ある・ <input type="checkbox"/> ない	事前調査(地下埋設物) 項目 地下埋設物等移設期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
6) <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	ある・ <input type="checkbox"/> ない			
<b>2 用地関係</b>				
7) <input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	ある・ <input type="checkbox"/> ない	未処理部分の内容 処理の見込み時期 令和 年 月 日頃		
8) <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	ある・ <input type="checkbox"/> ない	使用目的内容 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 工事期間		
9) <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	ある・ <input type="checkbox"/> ない	使用目的内容 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
10) <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	ある・ <input type="checkbox"/> ない			
<b>3 周辺環境関係(公害、排水等)</b>				
11) <input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	対象となる工種 施工方法の制限 機械施設の制限 神奈川県土木工事共通仕様書「環境対策」を参照のこと。 作業時間の制限 開始 9時 分から 終了 17時 分まで		
12) <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	ある・ <input type="checkbox"/> ない			

# 施工条件明示書

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.																									
	13) <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	ある・ <input type="checkbox"/> ない	舗装版切断時に発生する濁水の処理については、別添特記仕様書(共通)の「舗装版切断時に発生する濁水処理について」とおとりとする。																										
	14) <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
<b>4 安全対策関係</b>																													
	15) <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	現況調査を行い、作業にあわせた安全施設計画図を監督員に提出すること。また、関係機関等との協議の結果または条件変更に伴い、変更する必要がある場合は監督員と別途協議する。																										
	16) <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	ある・ <input type="checkbox"/> ない	近接する施設 施工方法の制限  作業期間の制限 令和 年 月 日～令和 年 月 日 作業時間の制限 開始 時 分から 終了 時 分まで																										
	17) <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	ある・ <input type="checkbox"/> ない	防護施設の内容																										
	18) <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし、配置場所については監督員と協議するものとする。なお、警備員の配置体制は下記を見込んでいる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種 (種別)</th> <th style="width: 20%;">交通誘導警備員 A・B</th> <th style="width: 15%;">昼・夜間</th> <th style="width: 15%;">配置人員 (名)</th> <th style="width: 15%;">交替要員 (名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両等搬入時</td> <td>B</td> <td>昼</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。	工種 (種別)	交通誘導警備員 A・B	昼・夜間	配置人員 (名)	交替要員 (名)	車両等搬入時	B	昼	1	0																
工種 (種別)	交通誘導警備員 A・B	昼・夜間	配置人員 (名)	交替要員 (名)																									
車両等搬入時	B	昼	1	0																									
	19) <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
<b>5 工事用道路関係</b>																													
	20) <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
	21) <input checked="" type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	搬入路または公園内の施設において、汚損、損傷があった場合は、直ちに監督員に報告し、請負業者の責において、これを処置すること。																										
	22) <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
	23) <input checked="" type="checkbox"/> 一般道路の占用	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	施工にあたっては、一部一般道路を占用し、片側交互通行を想定している。道路を使用する場合は所管警察署に必要書類を提出すること。																										

# 施工条件明示書

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.																								
<b>6 仮設備関係</b>																												
24) <input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用	ある・ <input type="checkbox"/> ない		仮設物の内容 使用方法 期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																									
25) <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	ある・ <input type="checkbox"/> ない		仮設備の構造 仮設備の施工方法																									
26) <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
<b>7 建設副産物関係</b>																												
27) <input checked="" type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ない		別添「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」参照。また、主砂検定の結果、指定処分地への搬出が出来ない場合、設計変更の対応とし、監督員と協議すること。 確認処分の場合は、監督員に届け出ること。																									
28) <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ない		本工事においては下記のとおり、再生資材を使用するものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>用途</th> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>RC-40</td> <td>基礎砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> なお、使用に際し品質が適正なものであるか確認するものとする。	資材名	規格	用途	資材名	規格	用途	再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石																
資材名	規格	用途	資材名	規格	用途																							
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石																										
29) <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	<input checked="" type="checkbox"/> ある・ない		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>受入れ場所</th> <th>運搬距離</th> <th>受入れ条件</th> <th>種類</th> <th>受入れ場所</th> <th>運搬距離</th> <th>受入れ条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Co塊</td> <td>県で指定を受けた指定工場</td> <td>2.5km</td> <td>処分場決まりのとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 当該内容の変更については、監督員と協議するものとする。 別添「建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」参照	種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件	種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件	Co塊	県で指定を受けた指定工場	2.5km	処分場決まりのとおり													
種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件	種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件																					
Co塊	県で指定を受けた指定工場	2.5km	処分場決まりのとおり																									
<b>8 薬液注入関係</b>																												
30) <input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	ある・ <input type="checkbox"/> ない		工法区分 材用種類 施工範囲 削孔数量 注入量																									
31) <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	ある・ <input type="checkbox"/> ない																											
<b>9 工事支障物件等</b>																												
32) <input type="checkbox"/> 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	ある・ <input type="checkbox"/> ない		工事支障物件 上下水道局のマンホール等 占有者 移設・撤去・防護の時期 令和 年 月 日頃 移設・撤去・防護の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																									
33) <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	ある・ <input type="checkbox"/> ない		占有物件工事 占有者 占有工事期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																									
<b>10 その他</b>																												
34) <input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	ある・ <input type="checkbox"/> ない		工事用資機材 保管・仮置き場所 保管・仮置き期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																									

# 施工条件明示書

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.
35)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	<input type="checkbox"/> ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない	現場発生品名・数量 スクラップ0.8t 現場内での使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 納入場所・運搬距離 スクラップ受入先L=10km	
36)	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない	支給・貸与品名・数量 品質・規格・性能 引渡し場所・引渡し時期 令和 年 月 日頃	
37)	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		
38)	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		
39)	<input type="checkbox"/> 工事用水電力等の指定	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		
40)	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		
41)	<input type="checkbox"/> 部分使用	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		
42)	<input type="checkbox"/> 給水の必要	ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない		

※上記に該当する項目がない場合、別途任意の書式で条件を明示すること。

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価コードは（DKG……、DKK……）となります。

### 2 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとします。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出しています。

### ~~3 土砂検定費等について~~

土砂検定費（溶出 28 項目）、土砂検定費（含有 9 項目）及び六価クロム溶出試験の単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象としません。

### 4 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費                      あり                      ~~なし~~  
(複合遊具)

### 5 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について

ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上しています。

### 6 仮設材賃料の補正について

供用月当り賃料区分が変わることにより、日数の増加に比例せず金額が減少する場合は、減少する時点の上限額として、減額補正をしています。

### 7 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算しています。

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編）             | 令和7年7月1日版 |
| (2) 積算参考資料（土木工事編）                  | 令和7年7月1日版 |
| <del>(3) 土木工事標準積算基準書（電気・機械編）</del> | 令和7年7月1日版 |
| <del>(4) 下水道用設計標準歩掛表</del>         | 令和7年度版    |
| (5) 建設機械等損料表                       | 令和7年度版    |

### 8 週休2日補正について

設計書毎の登録単価一覧表の摘要欄に「見積り（材工一式）」と表示された単価及び市独自単価一覧表に掲載されている単価は、週休2日補正の対象外となります。


令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

設 計 書 番 号	年度 08		
事 業 所 名	横須賀市建設部		
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	武5丁目第2公園遊具設置工事		
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市武5丁目1108番地		
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	武5丁目第2公園		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀		
事 業 区 分	補単合併		
工 期	150 日間		
設 計 金 額	( 円 )		
	円		
設 計 概 要			
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由			

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	09 土木費
項	05 都市計画費
目	05 公園新設改良費
節	14 工事請負費
細節	51 工事請負費[建設目]

<合併区分情報>

合併処理設定	する	
	区 分 1	補助
	区 分 2	単独
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<合併金額情報>

補助

	当初官積算額	当初請負額または 前回変更請負額(a)	今回変更請負額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考
設計金額					
工事価格					
消費税等相当額					
単独					
	当初官積算額	当初請負額または 前回変更請負額(a)	今回変更請負額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考
設計金額					
工事価格					
消費税等相当額					

令和 08 年度 積算諸条件調書 ( 当初 )

経費等情報	主たる工種	公園工事		
	施工地域・工事場所区分	市街地DID補正(1)-3		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正 (上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分	計上しない		
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和07年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和08年4月1日基準		
	週休割増補正区分	月単位<現場閉所>		
	ICT施工補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B	5	人日	補助
	交通誘導警備員B	11	人日	単独

(その他情報欄)

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
基盤整備			1	式			
敷地造成工			1	式			
作業土工			1	式			第 0001 号 内訳書
作業土工			1	式			第 0002 号 内訳書
残土処理工			1	式			第 0003 号 内訳書
構造物撤去工			1	式			
構造物取壊し工			1	式			第 0004 号 内訳書
防護柵撤去工			1	式			第 0005 号 内訳書
構造物取壊し工			1	式			第 0006 号 内訳書
施設整備			1	式			
管理施設整備工			1	式			
柵工			1	式			第 0007 号 内訳書

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
遊戯施設整備工				式			
			1				
遊具組立設置工				式			第 0008 号 内訳書
			1				
園路広場整備工				式			
			1				
土系舗装工				式			第 0009 号 内訳書
			1				
仮設工				式			
			1				
交通管理工				式			第 0010 号 内訳書
			1				
交通管理工				式			第 0011 号 内訳書
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
共通仮設費 (率分)				式			【千円止】
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			【千円止】
			1				
工事原価				式			
			1				

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等			1	式			
スクラップ評価額			1	式			第 0985 号 内訳書
工事価格			1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額			1	式			10.00%
本工事費計			1	式			

第0001号 内訳書  
作業土工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 作業土工	1	式			第0001号下内
合 計					

合1

第0002号 内訳書  
作業土工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0120) 作業土工	1	式			第0002号下内
合 計					

合2

第0003号 内訳書  
残土処理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 土砂等運搬処分	1	式			第0003号下内
合 計					

合2

第0004号 内訳書  
構造物取壊し工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0040) コンクリート構造物取壊し	1	式			第0004号下内
(AMA0050) 運搬処理工	1	式			第0005号下内
合 計					

合1

合1

第0005号 内訳書  
防護柵撤去工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0090) 防護柵撤去工	1	式			第0006号下内
合 計					

合2

第0006号 内訳書  
構造物取壊し工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0100) 運搬処理工	1	式			第0007号下内
合 計					

合2

第0007号 内訳書  
柵工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0110) メッシュフェンス	1	式			第0008号下内
合 計					

合2

第0008号 内訳書  
遊具組立設置工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0060) 複合遊具	1	式			第0009号下内
合 計					

合1

第0009号 内訳書  
土系舗装工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 土舗装	1	式			第0010号下内
合 計					

合2

第0010号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0070) 交通誘導警備員	1	式			第0011号下内
合 計					

合1

第0011号 内訳書  
交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0080) 交通誘導警備員	1	式			第0012号下内
合 計					

合2

第0985号 内訳書  
スクラップ評価額

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0060) スクラップ ヘビーH3	0.8	t			
合 計					

合2

第0001号 下位内訳書  
AMA0010 作業土工

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ9010) バックホウ床掘り 山積0.13m3	8.8	m3			第0001号単価表
(SJ9020) バックホウ埋戻し 山積0.13m3	7.1	m3			第0002号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書  
AMA0120 作業土工

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB210100) 掘削	2.7	m3			第0003号単価表
J01=土砂, J02=上記以外(小規模), J05=小規模(標準以外)					
(SJ9020) バックホウ埋戻し 山積0.13m3	0.7	m3			第0002号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0003号 下位内訳書  
AMA0020 土砂等運搬処分

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB210110) 土砂等運搬					第0004号単価表
J01=小規模, J02=バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3), J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む), J04=有り, J16=11.0km以下	3	m3			
(UZA000330) 建設発生土処分費(確認処分) 2t車(昼間:地山)					
	3	m3			
合 計					
	1	式			

第0004号 下位内訳書  
AMA0040 コンクリート構造物取壊し

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB824010) 構造物とりこわし					第0005号単価表
J01=無筋構造物, J02=人力施工, J03=無し, J04=無し	0.7	m3			
合 計					
	1	式			

第0005号 下位内訳書  
 AMA0050 運搬処理工

1 式 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z150001195) 殻運搬, Co(無筋・鉄筋)構造物取壊し 週休2 人力積込, DID区間あり、2tダンプトラック、2.5km 以下 現場	0.7	m3			
(Z132597010) 廃材処理料 (東部地区) 無筋Co殻	0.7	m3			
合 計					
	1	式			円/式

第0006号 下位内訳書  
 AMA0090 防護柵撤去工

1 式 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ2020) 既設フェンス撤去 H2000	70	m			第0006号単価表
(CB224430) コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)  J01=100mm以上110mm未満, J02=200mm以 上400mm以下	38	孔			第0007号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0007号 下位内訳書  
AMA0100 運搬処理工

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB010410) 現場発生品及び支給品運搬					第0008号単価表
J01=クレーン装置付2t積、吊能力2.9t, J02=有り, J04=11.5km以下	0.8	t			
(CB010420) 現場発生品及び支給品積込・荷卸					第0009号単価表
J01=クレーン装置付2t積、吊能力2.9t	0.8	t			
合 計					
	1	式			円/式

第0008号 下位内訳書  
AMA0110 メッシュフェンス

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ2100) メッシュフェンス設置 H2000					第0010号単価表
	70	m			
(TJ0070) メッシュフェンス材料代 H2000					
	70	m			
(TJ0040) メッシュフェンス短縮加工 H2000					
	4	枚			
(TJ0050) メッシュフェンス連数加算 H2000					
	1	連			
合 計					
	1	式			円/式

第0009号 下位内訳書  
AMA0060 複合遊具

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0030) 複合遊具	1	基			第0011号単価表
(SJ0040) 遊具用マット	1	枚			第0024号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0010号 下位内訳書  
AMA0030 土舗装

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) スクリーニングス舗装 t=40mm	69	m2			第0025号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0011号 下位内訳書  
AMA0070 交通誘導警備員

1 式 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0028号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0012号 下位内訳書  
 AMA0080 交通誘導警備員

1 式 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0028号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0001号 単価表  
 SJ9010 バックホウ床掘り  
 山積0.13m3

1 m3 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役	0.043	人			
(R0102) 普通作業員	0.043	人			
(TU0001) 小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	0.043	日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			整数止め切捨て 円/m3

第0002号 単価表  
 SJ9020 バックホウ埋戻し  
 山積0.13m3

1 m3 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役	0.05	人			
(R0102) 普通作業員	0.1	人			
(TU0002) 小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	0.05	日			
(TU0003) タンパ運転 60～80kg	0.05	日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			整数止め切捨て 円/m3

第0003号 単価表 機労材構成比情報  
CB210100 掘削

1 m3 当り  
適用年版 T0804

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
小型バックホウ(クロー) [標準]			【損料】		M000201034
排出ガス対策型(第2次基準) 山積0.13m3	M000201034				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条件名称	入力値		条件値		
J01 土質	1		土砂		
J02 施工方法	5		上記以外(小規模)		
J05 施工数量	8		小規模(標準以外)		

第0004号 単価表 機労材構成比情報  
CB210110 土砂等運搬

1 m3 当り  
適用年版 T0804

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]			【損料】		M000301001
2t積級	MP03010010				
運転手(一般)					R0115
	R0115				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条件名称		入力値	条件値		
J01 土砂等発生現場		2	小規模		
J02 積込機種・規格		6	バックホ山積0.13m3(平積0.1m3)		
J03 土質		1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)		
J04 DID区間の有無		2	有り		
J16 運搬距離(km)(DID区間有)		11	11.0km以下		

第0005号 単価表  
WB824010 構造物とりこわし

1 m3 当り  
適用年版 T0804

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
(Q001611002) 無筋構造物 昼間 人力施工 制約無	1	m3			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ[1]	1	式			
合計					
	1	m3			円/m3
条件名称		入力値	条件値		
J01 構造物区分		1	無筋構造物		
J02 工法区分		2	人力施工		
J03 時間的制約の有無		1	無し		
J04 夜間作業の有無		1	無し		

第0006号 単価表  
 SJ2020 既設フェンス撤去  
 H2000

10 m 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役	0.42	人			
(R0113) 溶接工	0.42	人			
(R0102) 普通作業員	1.7	人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0007号 単価表 機労材構成比情報  
 CB224430 コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)

1 孔 当り  
 適用年版 T0804

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
コンクリート穿孔機[電動式コアローリングマシン] 簡易仕様型 最大穿孔径25cm	M002015008		【損料】		M002015008
発動発電機[ガソリンエンジン駆動] 3kVA	L001110002		【賃料】		L001110002
特殊作業員	R0101				R0101
普通作業員	R0102				R0102
土木一般世話役	R0125				R0125
ダイヤモンドビット 110mm スタンダード	Z006531004				Z006531004
ガソリン レキユラー	Z006704001				Z006704001
標準単価		積算単価			
	1 孔	当り		円/孔	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 削孔径	5		100mm以上110mm未満		
J02 削孔深さ	7		200mm以上400mm以下		

第0008号 単価表 機劣材構成比情報  
 CB010410 現場発生品及び支給品運搬

1 t 当り  
 適用年版 T0804

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302010
ベ-ストトラック2t積 吊能力2.9t	M000302010				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 t	当り		円/t	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 トラック機種	1		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t		
J02 DID区間の有無	2		有り		
J04 片道運搬距離(km)DID有	6		11.5km以下		

第0009号 単価表 機劣材構成比情報  
CB010420 現場発生品及び支給品積込・荷卸

1 t 当り  
適用年版 T0804

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302010
ペーestrack2t積 吊能力2.9t	M000302010				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 t	当り		円/t	
条件名称	入力値		条件値		
J01 トラック機種	1		クレーン装置付2t積、吊能力2.9t		

第0010号 単価表  
SJ2100 メッシュフェンス設置  
H2000

10 m 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
(R0125) 土木一般世話役					
	0.56	人			
(R0102) 普通作業員					
	1.84	人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)					
	1	式			
合計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0011号 単価表  
 SJ0030 複合遊具

1 基 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) 複合遊具 運搬費込み	1	基			
(TJ0025) 複合遊具組立据付費	1	式			
(SJ0100) A基礎	2	基			第0012号単価表
(SJ0110) B基礎	4	基			第0019号単価表
(SJ0120) C基礎	6	基			第0020号単価表
(SJ0130) D基礎	1	基			第0021号単価表
(SJ0140) E基礎	1	基			第0022号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第0012号 単価表  
 SJ0100 A基礎

10 基 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CD240010) コンクリート	1.44	m3			第0013号単価表
(CB240210) 型枠	9.6	m2			第0014号単価表
(CD240010) コンクリート	0.245	m3			第0015号単価表
(CB240210) 型枠	1.4	m2			第0016号単価表
(SJ9080) 基礎砕石工 (ハックホ山積0.13m3) RC-40 仕上げ厚10cm	4.9	m2			第0017号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
普通作業員	R0102				R0102
土木一般世話役	R0125				R0125
特殊作業員	R0101				R0101
生コンクリート(高炉) 18-8-25(20) W/C指定無し	Z002012005				Z120300200
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条件名称	入力値	条件値			
J01 構造物種別	2	小型構造物			
J02 打設工法	4	人力打設			
J03 コンクリート規格	6	高炉セメント B18-8 W/C指定無し			
J05 養生工の種類	2	一般養生			
J07 現場内小運搬の有無	2	無し			
J13 費用の内訳	1	全ての費用			
J14 生コンクリート割増の有無	2	有り			
J15 生コン小型車割増額(実数入力)	3,000	3000 円/m3			
J16 生コンその他割増額(実数入力)	0	0 円/m3			

第0014号 単価表 機労材構成比情報  
CB240210 型枠

1 m2 当り  
適用年版 T0804

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
型わく工					R0133
	R0133				
普通作業員					R0102
	R0102				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 型枠の種類		1		一般型枠	
J02 構造物の種類		2		小型構造物	

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
普通作業員	R0102				R0102
特殊作業員	R0101				R0101
土木一般世話役	R0125				R0125
生コンクリート(高炉) 18-8-25(20) W/C指定無し	Z002012005				Z120300200
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条件名称	入力値	条件値			
J01 構造物種別	1	無筋・鉄筋構造物			
J02 打設工法	4	人力打設			
J03 コンクリート規格	6	高炉セメント B18-8 W/C指定無し			
J05 養生工の種類	2	一般養生			
J07 現場内小運搬の有無	2	無し			
J13 費用の内訳	1	全ての費用			
J14 生コンクリート割増の有無	2	有り			
J15 生コン小型車割増額(実数入力)	3,000	3000 円/m3			
J16 生コンその他割増額(実数入力)	0	0 円/m3			

第0016号 単価表 機労材構成比情報  
CB240210 型枠

1 m2 当り  
適用年版 T0804

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
型わく工					R0133
	R0133				
普通作業員					R0102
	R0102				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条件名称		入力値	条件値		
J01 型枠の種類		1	一般型枠		
J02 構造物の種類		5	均しコンクリート		

第0017号 単価表  
SJ9080 基礎砕石工 (ハック材山積0.13m3)  
RC-40 仕上げ厚10cm

100 m2 当り  
適用年版 T0804  
(上段:前回 下段:今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
(SJ9081) 基礎砕石工 (ハック材0.13m3) タンパ60~80kg 仕上げ厚10cm	100	m2			第0018号単価表
(Z002122003) 再生クラッシュラン RC-40	12	m3			100*10/100*(1+0.2)
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合計					
	1	m2			整数止め切捨て 円/m2

第0018号 単価表  
 SJ9081 基礎砕石工(バックホウ0.13m3)  
 タンパ60～80kg 仕上厚10cm

10 m2 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役	0.1	人			
(R0101) 特殊作業員	0.1	人			
(R0102) 普通作業員	0.1	人			
(TU0004) 小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	0.1	日			
(TU0005) タンパ運転 60～80kg	0.1	日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m2			整数止め切捨て 円/m2

第0019号 単価表  
SJ0110 B基礎

10 基 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CD240010) コンクリート	1	m3			第0013号単価表
(CB240210) 型枠	8	m2			第0014号単価表
(CD240010) コンクリート	0.18	m3			第0015号単価表
(CB240210) 型枠	1.2	m2			第0016号単価表
(SJ9080) 基礎砕石工 (バックホウ山積0.13m3) RC-40 仕上げ厚10cm	3.6	m2			第0017号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第0020号 単価表  
SJ0120 C基礎

10 基 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CD240010) コンクリート	0.27	m3			第0013号単価表
(CB240210) 型枠	3.6	m2			第0014号単価表
(CD240010) コンクリート	0.08	m3			第0015号単価表
(CB240210) 型枠	0.8	m2			第0016号単価表
(SJ9080) 基礎砕石工 (バックホウ山積0.13m3) RC-40 仕上げ厚10cm	1.6	m2			第0017号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第0021号 単価表  
SJ0130 D基礎

10 基 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CD240010) コンクリート	0.315	m3			第0013号単価表
(CB240210) 型枠	3	m2			第0014号単価表
(CD240010) コンクリート	0.16	m3			第0015号単価表
(CB240210) 型枠	1.2	m2			第0016号単価表
(SJ9080) 基礎砕石工 (バックホウ山積0.13m3) RC-40 仕上げ厚10cm	3.2	m2			第0017号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第0022号 単価表  
SJ0140 E基礎

10 基 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CD240010) コンクリート	1.21	m3			第0013号単価表
(CB240210) 型枠	4.4	m2			第0014号単価表
(SJ0150) 金ごて仕上げ	10	m2			第0023号単価表
(SJ9080) 基礎砕石工 (バックホウ山積0.13m3) RC-40 仕上げ厚10cm	14.4	m2			第0017号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	基			整数止め切捨て 円/基

第0023号 単価表  
SJ0150 金ごて仕上げ

10 m2 当り  
適用年版 T0804  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0135) 左官	0.37	人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m2			整数止め切捨て 円/m2

第0024号 単価表  
 SJ0040 遊具用マット

1 枚 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0030) 遊具用マット (材工共) 運搬費込み	1	枚			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	枚			整数止め切捨て 円/枚

第0025号 単価表  
 SJ0010 スクリーニングス舗装  
 t=40mm

100 m2 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0020) 表面処理工	100	m2			第0026号単価表
(CB410031) 下層路盤(歩道部)	100	m2			第0027号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m2			整数止め切捨て 円/m2

第0026号 単価表  
 SJ0020 表面処理工

100 m2 当り  
 適用年版 T0804  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0102) 普通作業員	0.166	人			
(TJ0010) 塩化マグネシウム 25kg袋入り	0.12	t			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m2			整数止め切捨て 円/m2

第0027号 単価表 機労材構成比情報  
CB410031 下層路盤(歩道部)

1 m2 当り  
適用年版 T0804

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
小型バックホ(クロー型)[後方超小旋回型] 超低騒音型 排ガス型(第3次) 山積0.09m3	M000201100		【損料】		M000201100
振動ロー(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3~4t	L001070011		【賃料】		L001070011
運転手(特殊)	R0114				R0114
特殊作業員	R0101				R0101
普通作業員	R0102				R0102
土木一般世話役	R0125				R0125
スクリーニングス 2.5~0mm	ZP21220030				Y001100001 -00001
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条件名称	入力値		条件値		
J01 全仕上り厚(実数入力)	40		40 mm		
J02 施工区分	1		1層施工		
J03 材料	7		路盤材(各種)		
J04 費用の内訳	1		全ての費用		

第0028号 単価表  
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り  
適用年版 T0804

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円/人日

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0010	塩化マグネシウム 25kg袋入り	t	T0804	64,000	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0020	複合遊具 運搬費込み	基	T0804	2,380,000	資材単価	全間接費対象	特別調査
TJ0025	複合遊具組立据付費	式	T0804	250,000	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0030	遊具用マット（材工共） 運搬費込み	枚	T0804	41,900	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0040	メッシュフェンス短縮加工 H2000	枚	T0804	12,320	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0050	メッシュフェンス連数加算 H2000	連	T0804	6,160	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0060	スクラップ ヘビーH3	t	T0804	33,750	スクラップ評価額		部独自
TJ0070	メッシュフェンス材料代 H2000	m	T0804	12,600	資材単価	全間接費対象	部独自
TU0001	小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	日	T0804	41,560	その他施工単価等	全間接費対象	見積り（材工一式）
TU0002	小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	日	T0804	41,560	その他施工単価等	全間接費対象	見積り（材工一式）
TU0003	タンバ運転 60～80kg	日	T0804	32,560	その他施工単価等	全間接費対象	見積り（材工一式）
TU0004	小型バックホウ運転 山積0.13m3/平積0.1m3	日	T0804	41,560	その他施工単価等	全間接費対象	見積り（材工一式）
TU0005	タンバ運転 60～80kg	日	T0804	32,560	その他施工単価等	全間接費対象	見積り（材工一式）
Y001100001 -00001	スクリーニングス 2.5～0mm	m3	T0804	5,920	資材単価	全間接費対象	部独自

